

# 新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要

## 改正の趣旨

- 健全な繁華街の実現を目的に、区・警察・地域団体・不動産業者等との協力体制を構築する
- 客引き行為者に対する指導に加え、客引き行為等の違反飲食店舗への対策を強化し、特定地区における客引き行為等を撲滅する

## 期待できる効果

- 客引きの需要の根絶
- 客引きの供給を遮断
- 客引きの撲滅
- 公共の安全確保
- 街のイメージ向上
- 街の活性化

## 地域団体の責務

概要 1

客引き行為等防止特定地区を活動の範囲に含む地域団体は、客引き行為等を行わせないための取組を自主的に推進するよう努めるものとする

## 立入調査等

概要 4

指導、警告又は勧告の措置を行うに当たり、違反する行為をした者の事務所、営業所等に立ち入り、必要な調査をし、又は関係人に対し、質問をすることができる

## 店舗場所の提供者への通知

概要 6

建物等の所有者又は管理者に対し、公表された違反行為に係る事実を通知することができる

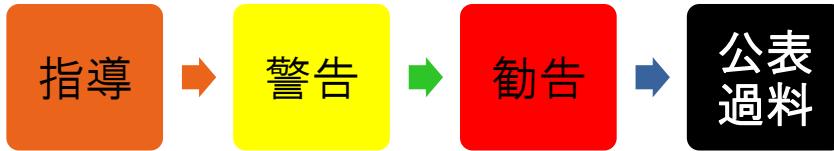
## 客引き行為等を用いた営業の禁止

概要 2

- フリーの客引きから、誘引を受けた者を客として当該営業所内に立ち入らせてはならない
- 客引き行為等の防止に関して、従業員への指導、監督その他必要な措置を講じる
- 客引き行為等防止3則「客引きを①しない②させない③利用しない」の遵守

## 公表・罰則の流れ

概要 5・9・10



## 公表・過料・両罰規定

概要 5・9・10

### 公表

- 氏名、住所(法人名、所在地及び代表者の氏名)
- 違反店舗名、店舗の所在地
- 違反行為の内容

### 過料

次に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- 勧告に従わず、特定地区において禁止行為をした者
- 立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

### 両罰規定

その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して過料を科する

## 警告及び勧告

概要 3

- 客引き行為等違反の指導を受けた者が、更に違反行為をしていると認めるとき → **警告**
- 警告を受けた者が、更に違反行為をしていると認めるとき → **勧告**

## 店舗場所提供者の措置・契約の解除等

概要 7・8

土地又は建物を提供する者は、次に掲げる措置を講ずるよう留意しなければならない

- 客引き行為等をしない旨を約させる → **確約書等の提出**
- 客引き行為等した場合の契約の解除 → **特約条項の追加**
- ★ 上記措置を講じている場合
- 公表の通知 → **契約の解除  
明渡しの申入れ**

## 条例施行日

**平成28年4月1日**  
(罰則は同年6月1日施行)